

年度の途中で資格を喪失された場合の保険料について

年度の途中で死亡や転出などにより、第1号被保険者の資格がなくなった場合は、その日の属する月の前月分までの介護保険料を納めていただきます。

所得段階	年度途中で資格がなくなった方の保険料額		
	4月中に資格がなくなった方	5月中に資格がなくなった方 (4月分として)	6月中に資格がなくなった方 (4・5月分として)
第1段階	納めていただく 保険料はありません	1,710円	3,420円
第2段階		2,910円	5,820円
第3段階		4,110円	8,220円
第4段階		5,400円	10,800円
第5段階		6,000円	12,000円
第6段階		7,200円	14,400円
第7段階		7,800円	15,600円
第8段階		9,000円	18,000円
第9段階		10,200円	20,400円
第10段階		11,400円	22,800円
第11段階		12,600円	25,200円
第12段階		13,800円	27,600円
第13段階		14,400円	28,800円

※月の末日に亡くなった方の場合、資格喪失日が翌日(＝翌月の初日)になりますので、亡くなった月の分まで保険料がかかります。

例： 4月30日に亡くなった方 → 喪失日が5月1日になりますので、4月分の保険料がかかります。

その他

- ・保険料が納めすぎとなった方は還付となりますので、後日『還付通知書』(還付のお知らせ)を送付します。
- ・納入通知書や領収証書は再交付できませんので、大切に保管してください。

保険料の納付が困難になったときは・・・

- ・災害等で保険料の納付が困難となった場合は、申請することにより介護保険料の徴収猶予や減免される場合があります。
 - ※申請期限 (ア) 普通徴収・・・各納期限の7日前まで
 - (イ) 特別徴収・・・保険料納入月(年金支給月)の前々月の1日まで
- ・市の窓口では、納付相談をいつでも受け付けています。現在の状況をお聞きし、それぞれの事情にあった納付計画を一緒に考えていきます。

御不明な点等がございましたら、お気軽に下記まで御連絡ください。

【問い合わせ先】

村上市 税務課 市民税室 保険税担当	☎ (0254) 75-8949 (直通)
荒川支所 地域振興課 市民生活室	☎ (0254) 62-3103 (直通)
神林支所 地域振興課 市民生活室	☎ (0254) 66-6112 (直通)
朝日支所 地域振興課 市民生活室	☎ (0254) 72-6885 (直通)
山北支所 地域振興課 市民生活室	☎ (0254) 77-3112 (直通)

令和8年度の介護保険料

今年度の保険料額が決定しましたので、『介護保険料納入通知書(特別徴収決定通知書)』をお送りいたします。
同封の通知書の見方と制度のしくみについて説明します。通知書の裏面も御覧ください。

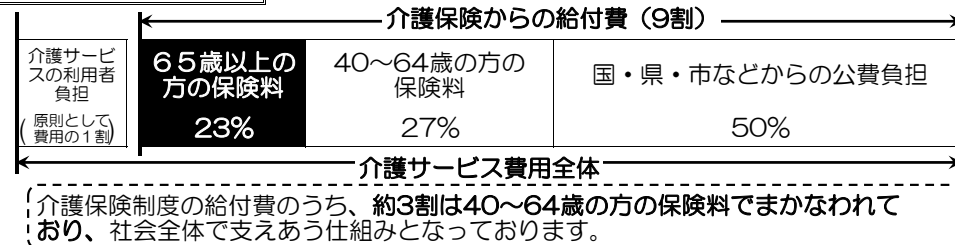
介護保険料について

65歳の誕生日が属する月(誕生日が1日の方はその前月)分から介護保険料が計算され、7月から保険料の納付が始まります。

例： 誕生日が昭和36年6月1日の方 → 5月分から保険料を計算します。 } 7月から保険料の納付が始まります
誕生日が昭和36年6月2日の方 → 6月分から保険料を計算します。 }

※誕生日が昭和36年7月2日以降の方は、誕生日の翌月(誕生日が1日の方はその当月)から保険料の納付が始まります。

介護保険の財源



介護保険料の納め方について

- ・特別徴収の方は、年金から天引きでの納付になります。
- ・普通徴収の方は、口座振替又は納付書での納付になります。
- ・口座振替の方は、納期限日に登録口座から振替いたします。
- ・納付書の方は、同封の納付書で納期限までに、次の納付場所で納めてください。

◆納付場所について(納付書で納付する方)

- ・村上市役所本庁、各支所、上海府連絡所
 - ・下記金融機関の本店・支店
 - 第四北越銀行、大光銀行、きらやか銀行、村上信用金庫、新潟県信用組合、新潟県労働金庫、北新潟農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行・郵便局
 - ・コンビニエンスストア 納付可能なコンビニエンスストアは納付書裏面を御確認ください。
- ※納め方を納付書から口座振替に変更する場合は、振替する口座の預金通帳と通帳の届出印をお持ちになり、市内金融機関、市役所税務課・各支所地域振興課市民生活室・上海府連絡所の窓口で手続きをしてください。

◆特別徴収の開始について

- ・年間18万円以上の年金を受給されている方の介護保険料は、『特別徴収』(年金からの天引き)で納めていただきます。特別徴収は、年金支払者(厚生労働大臣や共済組合など)から連絡があった後に開始されますので、65歳到達後すぐには開始されません。
特別徴収が開始されるまでの間は、『普通徴収』で保険料を納めていただきます。
- ・特別徴収の対象者となる方は、自動的に特別徴収に変更となり、普通徴収が停止となります。

令和8年度 第1号被保険者 介護保険料段階別金額表

段階	段階の説明		年間保険料額
第1段階	・生活保護被保険者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・本人及び世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の「課税年金収入額」＋「合計所得金額（公的年金等の雑所得は除く）」が82万6,500円以下		20,520円(基準額×0.285)
第2段階	本人が市民税課税 世帯が市民税非課税	本人の前年の「課税年金収入額」 ＋ 「合計所得金額（公的年金等の雑所得は除く）」	82万6,500円を超え120万円以下 34,920円(基準額×0.485)
第3段階			120万円超 49,320円(基準額×0.685)
第4段階			82万6,500円以下 64,800円(基準額×0.90)
第5段階			82万6,500円超 72,000円(基準額)
第6段階	本人が市民税課税 世帯が市民税課税	本人の前年の合計所得金額	120万円未満 86,400円(基準額×1.2)
第7段階			120万円以上210万円未満 93,600円(基準額×1.3)
第8段階			210万円以上320万円未満 108,000円(基準額×1.5)
第9段階			320万円以上420万円未満 122,400円(基準額×1.7)
第10段階			420万円以上520万円未満 136,800円(基準額×1.9)
第11段階			520万円以上620万円未満 151,200円(基準額×2.1)
第12段階			620万円以上720万円未満 165,600円(基準額×2.3)
第13段階			720万円以上 172,800円(基準額×2.4)

(前年とは令和7年中です)

※10円未満は切り捨てになります。

※租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合には、上表の合計所得の金額から特別控除額を控除します。

～令和8年度に限った税制改正に伴う算定方法の変更について～

令和7年度の税制改正により給与所得控除額が55万円から65万円に引き上げられましたが、国の指針に基づき、令和8年度分に限り「引き上げを適用しない」特例措置が実施されます。

(対象となる方)

第1号被保険者（65歳以上）およびその世帯員で、以下のすべてを満たす方。

1. 居住要件：令和8年1月1日および4月1日時点で村上市に住居登録がある。
2. 収入要件：令和7年中（1月～12月）の給与収入が55万1,000円以上190万円未満である。

※対象となる方には、7月中旬に送付される介護保険料納入通知書の「保険料段階の算出根拠」欄に「※令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直し後の算出根拠です。」と記載されます。

(計算例) 給与収入が100万円（他に所得なし）の場合

市民税と介護保険料で、所得の判定基準が異なります。

市民税： 合計所得金額35万円（新控除65万円適用）→非課税
介護保険料： 合計所得金額45万円（旧控除55万円適用）→課税（第6段階）

通知書の見方について

今回決定された今年度の保険料額を記載しています。

『特別徴収』の場合「特別徴収義務者」欄には年金支払者（厚生労働大臣や共済組合など）「特別徴収対象年金」欄には天引きされる年金の種類（老齢基礎年金など）を記載しています。

今年度の介護保険料額決定のもととなる令和7年中の合計所得金額や年金収入額（障害年金や遺族年金などの非課税年金は除く）や市民税課税状況等を記載しています。

お申し込みの金融機関名や口座番号等を記載してあります。
個人情報保護のため下3桁を消して記載してあります。

年度分（年度調定分）の介護保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号	被保険者氏名
生年月日	性別
住所	
決定年月日	決定理由

年間保険料額

円

これからの保険料納付方法等

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

月	期別	保険料額（円）		普通徴収の場合の納期限
		特別徴収	普通徴収	
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
計				
合計額				

特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。

なお、2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、翌年度4・6・8月も2月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

保険料算定の基礎

期間	月数①	保険料段階	保険料額②	保険料算出額③ ②×①/12	減免額④	減免後保険料額⑤ ③-④

保険料段階の算出根拠

本人課税区分	世帯課税区分	生活保護	老齢福祉年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額

普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報

金融機関	
口座種別	口座番号
口座名義人	

(お問合せ先)

村上市役所 税務課市民税室 TEL(0254)75-8949(直通)
荒川支所地域振興課市民生活室 TEL(0254)62-3103(直通)
神林支所地域振興課市民生活室 TEL(0254)66-6112(直通)
朝日支所地域振興課市民生活室 TEL(0254)72-6885(直通)
山北支所地域振興課市民生活室 TEL(0254)77-3112(直通)

『仮徴収額』
年間保険料額決定前に前もって、4月・6月・8月の年金から天引きで納めていたく分です。

『本徴収額』
年間保険料額から仮徴収分を差し引いた残りの額を、10月・12月・2月の年金から天引きで納めていただきます。

10月から『特別徴収』で介護保険料を納める方は、7月・8月・9月は『普通徴収』で保険料を納めていただきます。
『普通徴収』の欄に記載されている金額は口座振替又は納付書で納めていただきます。

2月の『特別徴収』の欄に保険料額の記載がある方は、この額と同額が『仮徴収額』として、翌年度4月・6月・8月の年金から天引きされます。

「保険料段階」に記載されている数字は、保険料の所得段階（第1段階から第13段階）を表しています。

・4月、6月、8月に『特別徴収』で納めていただいた保険料額（『仮徴収額』といいます）だけで今年度の年間保険料が全額納め終わる方は、10月以降の『特別徴収』はされません（『特別徴収』の欄の10月以降に金額の記載がない方です）。

・『特別徴収』で納めている方で厚生労働大臣などから特別徴収停止の連絡があった方（※）は、保険料の納め方が『特別徴収』から『普通徴収』に変更となる場合があります。その場合は、『普通徴収』の欄に金額の記載がありますので、口座振替又は納付書で納めていただきます。
※特別徴収停止の連絡がある場合としては、受給する年金種別を変更した場合や、年金の現況届を提出していない場合、年金を担保に借り入れしている場合などが考えられます。

8月の特別徴収額の変更について

介護保険料の特別徴収は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいております。仮徴収額は原則として前年度2月特別徴収額と同額ですが、保険料改定や所得変動などで仮徴収額と本徴収額の差が大きくなる場合があります。このまま仮徴収を行うと1年間の保険料が前半（仮徴収）と後半（本徴収）で偏ったままになるため、該当する方の8月・10月・12月・翌年2月の特別徴収額ができるだけ均等になるよう、8月の徴収額を変更し平準化を図っています。

